

Matsukawa

お知らせ版 ————— Matsukawa town public relations magazine

8
2025まつかわ
トピックスMatsukawa
Topics

6/21 ■まつかわ朝市がスタートしました！

一般社団法人まつかわ。すたいる主催のまつかわ朝市がスタートしました！「町民の皆さんにあらい商店街を身近に感じてほしい」という思いが込められています。初回は上片桐の直売所「あい菜果」の新鮮な野菜やアンサンブル松川のクッキーやケーキ、そのほかにもパンやお花など、たくさんの商品が並びました。松川中学校3年生の総合的な学習の時間のメンバーやニコボラのメンバーもボランティアで参加。朝から汗ばむような陽気でしたが、多くの人でにぎわい、みんなの笑顔があふれる朝市になりました。

朝市は毎月開催され、8月は16日(土)の17時から「まつかわ夕市」が開催されます。皆さまぜひお出かけください♪



7月は「社会を明るくする運動」強調月間です！

第75回 社会を明るくする運動

更生保護女性会 神村 恵美子

朝晩のこどもたちの登下校の際、家の前を通るこどもたちの中に少し気になる子がいました。一人で登下校する姿を見かけることが多く、「学校ではどうしているのかな」「お友達と一緒に帰らないのかな」と、何となくその姿を目で追いかけてしまいました。

ある時からその子が5、6人のグループで一緒に帰る姿を見かけるようになりました。お友達に囲まれて笑う姿を見かけると「あの子ども他の子と同じように若くてあんな風に笑うんだ」と、こちらまで嬉しい気持ちになりました。

たまたまそのグループの中に、小さな頃から知っているお子さんがおり、様子を聞いてみる機会がありました。周囲のお友達もその様子が気になっていたようで、積極的に声をかけたようです。なかなか挨拶をできないその子に対して「ああいう時は『ごちそうさま』って言うんだよ。」「送ってもらった時は『ありがとうございました』って言うんだよ。」と教えてあげたそうです。そうすることによってその子は周囲の大人やこどもとコミュニケーションが取れるようになり、今ではすっかりみんなの輪の中に溶け込んでいるそうです。あいさつによってその子の世界はこんなに広がったんだとこどもたちに教えてもらった出来事でした。

＼ 今月はお知らせ版！ ／

令和6年度より、広報まつかわはカラー号と白黒号の発行になりました。
今月は白黒号（お知らせ版）でお届けします！

Facebook



X (旧Twitter)



LINE



YouTube



Instagram



「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金のご案内

■追加の給付金とは？

調整給付の「不足額給付」と言い、以下の事情により、当初調整給付*の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

対象となる方には8月下旬頃に通知をお送りします。

- ① 当初の給付金の計算で令和5年の所得から推計した金額と、実際に確定した令和6年分の所得税額・減税額に差額が生じた方→その差額分を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

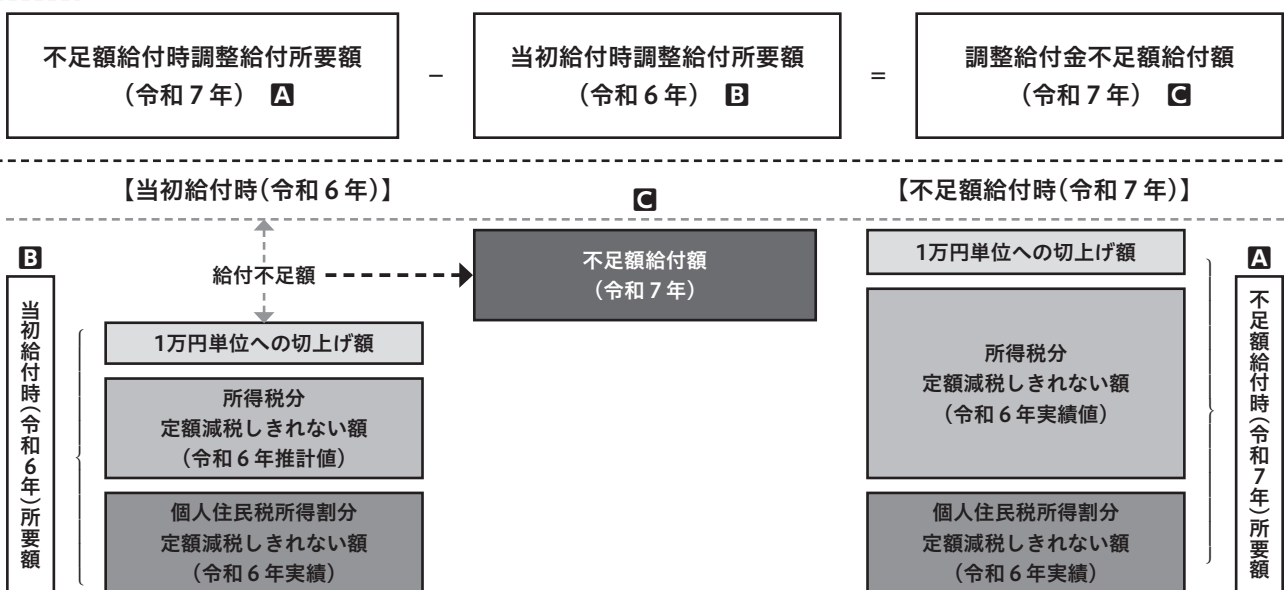
- ② 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）→1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

※ 昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

イメージ



注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1,805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合は、余剰額の返還は求めません。

不足額給付に関するQ & A

Q 1 私は対象になりますか？

A. 不足額給付の支給対象となる方には、8月下旬頃から案内書類を送付する予定です。
今しばらくお待ちください。

※ 現時点で具体的なお問い合わせ（支給対象者に該当するか否か、支給金額など）をいただいても、お答えできませんので、ご了承ください。

Q 2 いつの時点の税情報で対象者を決定しますか？

A. 6月2日の時点で町が把握した令和6年分所得税情報に基づいて決定します。

Q 3 3月に松川町に転入しました。どこから支給されますか？

A. 原則、令和7年1月1日時点で住民登録がある市区町村から支給されます。

Q 4 当初調整給付を受けていなくても、不足額給付を受けることができますか。

A. 当初調整給付を受給していなくても、不足額給付の対象となる場合があります。
ただし、不足額給付時に受け取ることができるのは不足額給付のみとなります。当初調整給付分を上乗せして受け取ることとはできません。
申請に必要な書類は対象者ごと異なりますので、届いた書類をご確認ください。

Q 5 令和5年分と令和6年分の所得税の合計所得金額はそれぞれ48万円超ですが、各種控除を適用した結果、所得税額と個人住民税所得割はともに0です。不足額給付の支給はありますか。

A. 原則として、合計所得金額が48万円超の方で所得税や個人住民税所得割が生じている方は、ご自身が定額減税の対象となりますが、各種控除の適用により所得税、個人住民税所得割の税額がいずれもないことによって本人としての定額減税が受けられず、扶養親族等としての定額減税の対象にも制度上含まれない方については、1人あたり原則4万円の支援が行われるよう不足額給付の対象としています。
※このうち、調整給付（当初給付）や低所得世帯向け給付（住民税非課税世帯への給付等）を受給している場合は給付対象となりません。

給付金をかたる「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

松川町、国、県が給付金に関して以下のことを行うことは絶対にありません。

- 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- 支給にあたって手数料の振り込みを求めること
- メールやショートメッセージを送り、給付金の申請手続きを求めること
- キャッシュカードや現金、通帳をお預かりすること

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、松川町役場または最寄りの警察署か警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。



国民健康保険へ加入している皆さまへ 「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を送付します

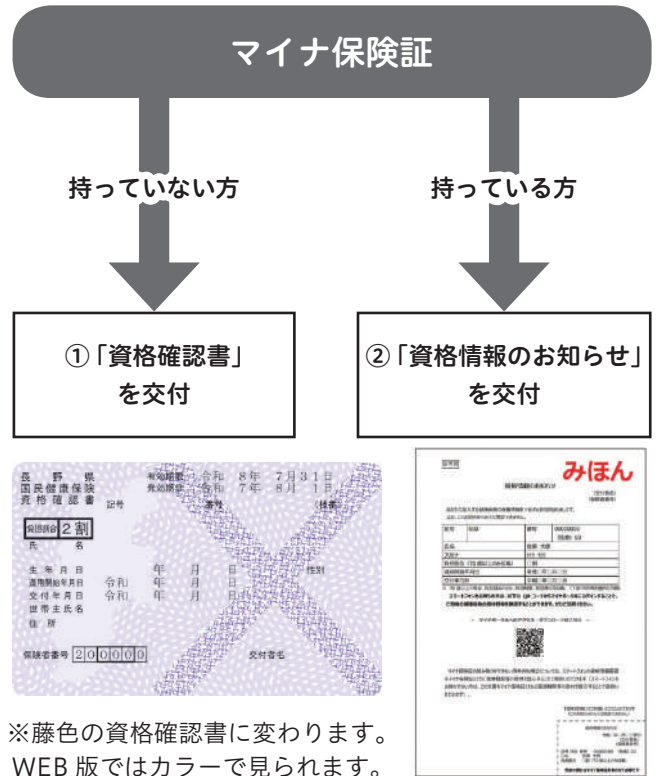
マイナ保険証（保険証として利用登録したマイナンバーカード）を持っている方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」を7月中旬以降に郵送にて送付します。

①**資格確認書** ※**特定記録郵便**で送付します
旧保険証と同じように、この証を提示することで保険診療が受けられます。有効期限は令和8年7月31日です。

②**資格情報のお知らせ** ※**普通郵便**で送付します
医療機関などにマイナ保険証読み取り機器が設置されていない、または機械が故障している場合などに、マイナンバーカードに添えて提示することで保険診療が受けられます。

※70歳未満の方は来年度以降郵送交付されません。
再交付を希望される場合は、担当までお問い合わせください。

保健福祉課 保健予防係 ☎ 36-7034



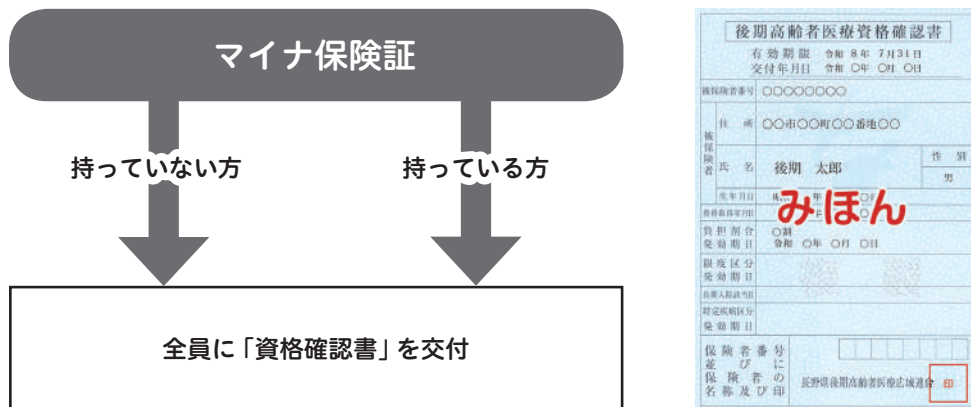
75歳以上の皆さまへ 保険証に代わる「資格確認書」を送付します

マイナ保険証（保険証として利用登録したマイナンバーカード）の有無にかかわらず、後期高齢者医療保険に加入している方全員に「資格確認書」を送付します。

7月中旬頃に特定記録郵便で送付します。

有効期限は令和8年7月31日です。お手元に届いたら必ず有効期限をご確認ください。

※マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を送付予定でしたが、今回の一斉更新では全員の方に保険証の代わりとなる「資格確認書」をお送りします。



ご不明な点は担当までお問い合わせください。

保健福祉課 高齢者係 ☎ 36-7022

国民健康保険税が決定しました

国民健康保険税とは、国民健康保険事業に要する保険給付等の費用にあてるために課税される税です。

- ①被保険者の属する世帯の「世帯主」が、納税義務者になります。
- ②世帯主が他の健康保険に加入していても、家族が国民健康保険に加入している場合は、世帯主が納税義務者（擬制世帯主といいます）になります。
- ③国民健康保険税は3つの区分から構成されています。それぞれの区分で「所得割額」、「均等割額」、「平等割額」の税率等を定めています。（表①、②）

表① 区分ごとの用途および課税対象者

	目的・用途	課税対象者
医療給付費分	医療給付費の財源となります	国保加入者全員
後期高齢者支援金分	後期高齢者医療保険制度の支援に充てられます	国保加入者全員
介護納付金分	介護保険サービス費の財源となります	40歳以上65歳未満の国保加入者

表② 令和7年度の税率・税額

	計算方法	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割額	{前年の総所得金額 - 43万円（住民税基礎控除額）} × 税率	5.70%	2.55%	2.32%
均等割額	加入被保険者一人あたり	19,000円	9,200円	9,500円
平等割額	一世帯あたり	17,700円	7,800円	6,500円
課税限度額		660,000円	260,000円	170,000円

※表の下線部は、令和6年度と比べて変更となった部分です。

- ・「医療給付費分」の「均等割額」が **1,000円**、「平等割額」が **1,100円の増額**
- ・「医療給付費分」の課税限度額が650,000円から **10,000円の増額**
- ・「後期高齢者支援金分」が240,000円から **20,000円増額**。

軽減判定基準額が変わります

「均等割」と「平等割」にかかる被保険者の総所得に応じた軽減（7割・5割・2割軽減）のうち、5割軽減と2割軽減の軽減判定基準が緩和されました。

軽減判定基準額とは

国民健康保険税の「均等割」と「平等割」軽減の対象となる所得の基準です。

国保世帯の被保険者の合計所得が軽減判定基準額以下になれば、「均等割」と「平等割」にそれぞれ7割・5割・2割の軽減がかかります。

《軽減判定基準額の計算例》

区分		軽減判定基準計算式
7割軽減	改正なし	基礎控除43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}
5割軽減	改正前	基礎控除43万円 + (29.5万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}
	改正後	基礎控除43万円 + (30.5万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}
2割軽減	改正前	基礎控除43万円 + (54.5万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}
	改正後	基礎控除43万円 + (56万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}

※給与所得者等とは、給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金等の支給を受ける方（65歳未満：公的年金等の収入が60万円を超える方、65歳以上：公的年金等の収入が110万円を超える方）を指します。国民健康保険税について、詳しくは町HPをご覧ください。

 住民税務課 徴収係 ☎ 36-7046



粗大ごみ・小型家電 収集のお知らせ

時 8月19日(火) 9:00~11:00

所 榎原旧一般廃棄物最終処分場

【収集するもの】※有料

- ・粗大ごみ・小型家電(一部無料)
- ・家電リサイクル対象品

※開始時間前後は混み合いますので、余裕を持って会場へお越しください。
※会場は上片桐方面からの一方通行となりますので、大島方面からの右折での侵入はご遠慮ください。
※一部小型家電を除き有料です。また、家電リサイクル対象品はあらかじめチケットが必要になります。

住民税務課 環境係
☎36-7046



県営住宅統一募集のお知らせ

- 【受付期間】8月18日(月)~29日(金)
※土日・祝日を除く
- 【受付場所】長野県住宅供給公社
飯田管理センター
(飯田市追手町2-678)
- 【抽選日】9月上旬を予定

飯田市下伊那地区における10月1日入居可能住戸に係る募集です。
※募集内容は8月上旬に県WEBサイト、公社ホームページにて公表予定。

長野県住宅供給公社
飯田管理センター
☎48-0460



稲葉クリーンセンター 料金改定のお知らせ

	改定前	改定後
10kgあたり	180円	220円

※改定日 令和7年10月1日

稲葉クリーンセンター(飯田市)では、直接搬入ごみの量が計画を超えて推移しており、焼却炉稼働日数増加や薬剤使用量等の増加による運営コストの負担が拡大しています。このような状況を受け、ごみの減量化を促進し、運営コストの軽減を図るため、施設への直接搬入ごみの施設使用料金を改定します。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

稲葉クリーンセンター
☎48-6648

信州ねんりんピック シニア作品展 作品募集

- 【出品者資格】長野県在住の60歳以上のアマチュア
- 【部門】日本画、洋画、彫刻、手工芸、書、写真
- 【申込締め切り】8月20日(水)
- 【申込方法】所定の出品票に必要事項を記入うえ、保健福祉課高齢者係までお申し込みください。

※募集案内(出品票)は保健福祉課高齢者係(3番窓口)にてお渡ししています。

公益財団法人
長野県長寿社会開発センター
☎026-226-3741
保健福祉課 高齢者係
☎36-7022



長野県子育て世代生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します!

- 【支給額】児童1人あたり1万円
- 【対象】以下の要件のいずれかに該当する方
- (1)公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給していることにより、令和6年12月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
 - (2)食費等の物価高騰の影響を受け家計が急変するなどして、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
- 【申込締め切り】8月29日(金) ※郵送の場合は締め切り当日の消印有効申請方法など、詳しくは町ホームページをご確認ください。

保健福祉課 こども家庭センター係 ☎36-7034



まちからの お知らせ

※各記事の詳細は二次元コードからご覧ください

松川町人口(令和7年7月1日現在)

世帯数	4,547 (+4)
人口	11,873 (-8)
男性	5,788 (-2)
女性	6,085 (-6)

水道メーターボックス 周辺の管理のお願い

毎月、20日~月末にかけて水道メーター検針を実施しています。

メーターボックス周辺や通路の草や庭木が伸びていると、検針の支障となる場合があります。ご自宅のメーターボックス周辺をご確認いただき、草木が伸びている場合はお手入れをお願いします。また、冬場に入れた防寒材が入っている場合は取り出しをお願いします。

よりスムーズで正確な検針のために、ご協力をお願いします。

建設水道リニア対策課
上水道経理係 ☎36-7026

農地利用状況調査を 実施します!

松川町農業委員会では、町内全域の農地の利用状況を把握する為、農地の利用状況調査を毎年実施しています。

- 【調査時期】7月下旬から9月末日
- 【調査内容】

地区担当の農業委員や担当職員が農地を見回り、耕作の状況を確認します。農業委員は、緑色の帽子と腕章を身に着けて調査を行います。各農地に立ち入り、お話を伺う事もありますが、ご理解ご協力をよろしくお願いします。



産業観光課 農業委員会事務局
☎36-7027





すくだせ!! 健康365日



～ 婦人科検診を受けましょう ～

子宮頸がんとは

子宮頸がんは、子宮の入り口である子宮頸部の表面の細胞にがんができる病気で初期の段階ではほとんど無症状です。

ヒトパピローマウイルス (HPV) というウイルスの持続的な感染が原因となって発症します。HPVの子宮頸部への感染は、ほとんどが性交渉によるものです。

日本では女性のがんの中で罹患する人が多く、特に20～30歳代の女性で近年増加傾向にあるがんです。

乳がんとは

乳がんは、乳房の中にある乳腺(母乳を作るところ)にできる悪性腫瘍のことです。

日本では女性のがんの中でも罹患する人が多く、がんによる死亡要因の上位に位置するがんです。



←子宮頸がんについて詳しくはこちら



乳がんについて詳しくはこちら→

期間の終盤は混雑が予想されますので、
お早めに受診していただくことをおすすめします。

松川町が実施している婦人科検診

がん検診の種類	自己負担額	検査内容	受診間隔	対象年齢	日程・場所
子宮頸がん	1,500円	子宮頸部細胞診	2年に1回	20歳以上 年度末 奇数年齢の方	5月～12月 飯田下伊那・指定医療機関
乳がん	2,000円	マンモグラフィー	2年に1回	40歳以上 年度末 奇数年齢の方	5月～12月 飯田下伊那・指定医療機関

以下の方は無料クーポン対象者です(4月末にお送りしています)

- ・平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ的女性
- ・昭和59年4月2日～昭和60年4月1日生まれ的女性

受診可能な医療機関はこちら→
(クーポン対象者は通知をご確認ください)



ブレスト・アウェアネスのすすめ

「ブレスト・アウェアネス」とは、乳房を意識する生活習慣のことです。

1. 自分の乳房の状態を知る

着替えの時や、ちょっとした機会に乳房を見て、触てみましょう。



2. 乳房の変化に気をつける

「いつもと変わりがないかな?」という気持ちで状態を見ましょう。

しこり、くぼみ、ひきつれ、乳頭からの分泌物がないかチェックしましょう。

3. 変化に気づいたらすぐ医師に相談

しこりやくぼみなどの変化に気づいたら、次のがん検診を待たずに医療機関を受診しましょう。早期発見・早期治療が重要です。

4. 乳がん検診を受ける

国は、40歳以上の女性は2年に1回の定期的な検診を受けることを推奨しています。



アピアランスケアについて

松川町では、がんによる外見の変化に対する苦痛を軽減し、がん患者の社会参加を促進するため、アピアランスケア用品(ウィッグ、補整下着等)の購入費の助成をしています。

【助成額】購入費の1/2(上限2万円)

※1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額を助成します。

詳細は町ホームページを
ご確認ください→



保健福祉課 保健予防係 ☎ 36-7034



おいでよ図書館

【月・金曜日】10時～21時（祝日は18時）

【火・木・土・日曜日】10時～18時（第3日曜日は17時）【水曜日】休館

おすすめ図書



『へいわとせんそう』
たにかわ しゅんたろう 文
Noritake 絵
ブロンズ新社



『胡桃澤盛日記』
1～6巻
「胡桃澤盛日記」刊行会
編・発行



『無言館はなぜ
つくられたのか』
窪島 誠一郎 他著
かもがわ出版

8月の図書館予定

- ノantanの会 19日(火)10:30～
- よみまいカー 2日(土)、16日(土)、30日(土)
- おたのしみ会 2日(土)13:30～
「こわいおはなし会」
- 自分の本をつくる会 22日(金)19:00～

★最新の情報は図書館の
ホームページでご覧いただけます。
松川町図書館 ☎36-3746



「オオキンケイギク」は特定外来生物です！正しく駆除しましょう

オオキンケイギクとは

コスモスに似た黄色い花を咲かせるキク科の特定外来生物であり、河川敷や道路沿い等の日当たりの良い場所でしばしば大群落をつくります。

被害について

繁殖力が旺盛であり、在来の植物を絶やしてしまうなどの悪影響を与える可能性があります。

駆除の方法について

町内でも河川敷や道路沿いに多く繁殖しています。そのため、町内清掃でオオキンケイギクを見かけた際には以下の方法を参考にして駆除にご協力をお願いします。

○抜き取り

- スコップなどを用いて抜き取る。
- 種子のほか根茎でも繁殖するため、できるだけ根を残さないようにする。
- 年1回以上継続して実施する。

○刈り払い

- 刈り払い機などを用いて地上部を刈り取る。
- 残った根茎から繁殖するため、年3回以上継続して実施する。

○処分方法

- 抜き取ったまたは刈り払ったオオキンケイギクは、種子などが拡散しないようにごみ袋等で密閉して枯らしてから、燃やすごみとして排出してください。

住民税務課 環境係 ☎36-7046



広告

マーくんカードからのお知らせ

毎月毎月 ギフトカードが当たっちゃう！

～やっぱり持ってたよかったマーくんカード～

マーくんカードでは加盟店でお買い物した方の中から毎月抽選でギフトカードプレゼント中。応募・手続きは不要、お買い物するだけで当選のチャンスですよ。

マーくんカード事業協同組合

